

中国「障害者教育条例」の改定について

Revision of the Chinese people with Disabilities Education Ordinance

呂曉彤

Xiaotong Ro

帝京科学大学

Teikyo University of Science

Key words:中国, 障害者教育条例, 改定

目的

2017年2月1日、中国国務院第674号令により、「残疾人(障害者)教育条例」(以下条例と略す)の改定案を公布し、同年5月1日より実施すると公表した。1994年の制定から23年ぶりに、障害者が教育を受ける権利の保障と障害者事業を発展させるために改訂した。

今回の条例改定では3つの大きなポイントがあった。それは「障害者に教育機会を平等に提供すること」と「インクルーシブ教育の推進」そして、この二つのスローガンをスムーズに実施するための法的な保障である。

本研究は、「中国障害者教育条例」の改定内容を紹介しながら、日本における学習指導要領の改訂と合理的配慮の内容を比し、インクルーシブ教育の異同を探りたい。

内容

今回の条例改定では、これまで最も問題となっていた障害児の入学および在学中に求められた教員の専門性に着目し、教員養成・教師資格に関する内容が強調された。その他、就学前教育・進路指導・職業教育・遠隔成人教育にまで言及し、新たな視点から障害児・者教育事業をスタートした。

1. 障害者に教育機会を平等に提供する

条例は総則に第2条を増やし、障害者の平等を基本とし、「障害者が教育平等という権利を有し、障害を理由に教育不平等や差別することを禁止する」と強調した。また「障害者の心身発達とともに、特性を尊重し、ニーズに合わせて環境を整える」と明記した。さらに、入学平等について、第7条に「法律・法規に定められた条件を満たせば、入学申請を拒否することができない」とした。

教員に対して、研修や短期養成、クラスの人数制限、個別指導計画の制定などの措置をとり、障害生徒の平等参加と教育教材・学校行事などに平等に参加できるように環境を整備する。全面的に教育の質を高め、公平に対応する。

2. インクルーシブ教育の推進

中国にいる障害者は約8,500万人。人口の6.34%を占め、うち3,000万人が障害者手帳を有するものである。義務教育段階には、8万人の障害児就学問題である。

2016年中国国家教育部「2016年全国教育事業発展統計

公報」では、視覚障害児・聴覚障害児・知的障害児の義務教育入学率は90%に達したと報告されている。「特殊教育向上計画(2014-2016年)」の目標を達成した。

現在、中国には、特別支援学校が2,080ヶ所あるが、55.06%の障害児は通常学級と特別支援学級に在学している。また、第13次5ヶ年計画(通称「十三・五」2016-2020年)では、リハビリニーズがある障害児のサービスを80%以上に向上させたいという目標が設定されている。

条例は第2条、第24条、第25条に特別ニーズ教育の内容を増やし、個別指導計画(IEP)を制定することやカリキュラムと教材は障害児生徒のニーズに合わせて提供する、などを記した。しかし、特別ニーズに関する内容は詳しく明記されなかった。

3. 日本の概況

日本では1947年に学校教育法を公表し、1989年に修正、2006年に再び「教育基本法」を修正し、すべての人が平等に教育を受ける機会があるとした。また、1970年に公表し、2004年に修正した「障害者基本法」では、障害者の教育の質を高めるために、国家・地方自治区は教育カリキュラム・教育方法・通常学校と特別支援学校との交流や障害体験などを通して、障害理解・障害者教育の平等を広めた。

考察

今回の条例修正によって、中国障害者教育が転換期に入ったとも言えよう。条例は「教育法」、「義務教育法」、「障害者保障法」に基づき、現代中国特殊教育状況に合わせ、第2期「特集教育向上計画」の基礎を築いた。今後の発展方向や改革の内容の精密化または個別指導計画の執行過程に大きな困難に臨むでしょう。

参考文献

1. 呂曉彤：中国における「随班就讀」のシステムについて、帝京科学大学紀要、第10巻、pp159~pp162、2014
2. 中国国務院新聞事務室：<http://www.scio.gov.cn/>
3. 中国国家教育部：<http://www.moe.edu.cn/>
4. 中国国家教育部：2016年全国教育事业发展统计公报
5. 中国障害者連合会「関与全国障害者基本サービス状況とニーズ全問調査工作状況の報告」、2015